

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 笹森山風力発電事業環境影響
評価方法書」に対する勧告について

平成30年11月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 笹森山風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県由利本荘市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大50,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月26日
環境大臣意見受理	平成29年 12月14日
経済産業大臣意見発出	平成29年 12月25日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 5月30日
住民意見の概要等受理	平成30年 8月 7日
秋田県知事意見受理	平成30年 10月30日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 11月20日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 笹森山風力発電事業環境影響
評価方法書」に対する勧告内容

1. 方法書では、設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
2. 対象事業実施区域周辺の集落の一部が調査地点に設定されていないほか、調査地点の一部が交通騒音の影響を受けやすい道路沿いに設定されていることから、施設の稼働に伴う騒音について、適切に調査、予測及び評価できるよう、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討すること。
3. 対象事業実施区域の周辺には「東光山」や「日住山」等の眺望地点が存在しているほか、同区域及びその周辺は身近な景観として地元で親しまれている地域であることから、地域住民や地元自治体等の意見を踏まえ、調査地点を追加する等により、景観への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)